

認知症カフェ

「オレンジカフェ きづき」 がオープンします！

オレンジカフェ（認知症カフェ）とは？

認知症カフェは、認知症の方や介護が必要な方、その家族・地域住民など誰もが集うことができる場所です。

住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続すること、認知症の方の家族の介護負担の軽減を図ることなどを目的とし、また認知症について正しい知識の普及啓発や、地域包括支援センター職員による相談などを行い、認知症の方や家族を支えるための認知症対策を推進するものです。

参加者の皆さんでの団らんや情報交換、運動などで楽しい時間を過ごしませんか？お待ちしております！



「オレンジカフェ きづき」の由来

認知症の方、介護する家族の方の「気」気持ちに、「つく」寄り添う場として、集う方々の「気づき」（発見）の場になるようにとの思いを込めています。

また、築上町の「築き」に音（オン）を重ね、交流の輪を築いていきたいという意味もあります。

日 時：8月20日（木）から毎週木曜日
10:00～15:00

場 所：築上町大字湊1292番地

築上町農業公園管理棟（アグリパーク）

利用料：無料 ※カフェメニューは有料です。

隣のカフェ「cafe COPAIN」と提携していますので、低価格で軽食をご利用いただけます。

問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係（本庁内線252）

臨時福祉給付金が 支給されます

対象者

平成27年度の住民税が課税されていない方
（課税されている方に扶養されている方及び生活保護等を受給されている方を除く）

給付額

対象者1人につき6千円

申請用紙について

給付対象の方に、申請書を郵送します。個人ごとの申請となるため、対象者お一人につき一枚の申請書が届きます。（9月中旬頃）

申請に必要なもの

受給者印鑑、申請書、本人確認書類（写真付住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、保険証など）、給付金受取口座の通帳、代理申請をされる場合は、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類

申請受付期間

9月24日（木）～12月24日（木）まで

消費税増税による低所得者の方の負担を軽減するため、昨年に引き続き臨時福祉給付金が給付されます。広報ちくじょう6月号で臨時福祉給付金についてお知らせしました。今回は給付金の申請手続きについてお知らせします。

※受付期限（12月24日）を過ぎると、給付金は支給されません。期間内に申請してください。

申請方法について

- ・役場の窓口（築城支所 第7会議室【2階】）に印鑑と必要書類をお持ちいただくか、申請書に同封されている返信用封筒で郵送申請ができます。郵送申請の場合は、申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類などの写しを申請書に添付してください。
- ・同一世帯の方や給付対象の方が未成年の方の場合など代理人による申請が可能です。

※給付金のしくみについては広報ちくじょう6月号をご覧ください。

※ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 町民税係（本庁内線212）

臨時福祉給付金の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！！

役場や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、給付金を支給するために、手数料の振込みを求めることも絶対にありません。

ATMを自分で操作して他人にお金を振り込んでもらうこともありません。このようなときは、迷わず、役場や最寄の警察署にご連絡ください。